

別紙①

外国籍の方の場合

令和2年度用

★ 申請関係書類	申請時の注意点
(1) 明石市特定不妊（または不育症）治療支援事業申請書	夫（妻）が外国籍で、判子がない場合は必ず本人のサインで記入してください。
(4) 市内に居住する法律上の夫婦であることを証明する書類	必要書類は下の表Aを参照してください。 ○明石市に住民登録がある場合、「住民票の写し」は不要です。 ○夫または妻が海外在住の場合は、別紙②の(4)を参照してください。
(5) ご夫婦それぞれの所得を証明する書類	日本国籍の方と同じです。 海外所得のみで課税証明書がない場合は、別紙②の(5)を参照してください。
(7) 誓約書【初回申請時のみ】	夫（妻）が外国籍で、判子がない場合は必ず本人のサインで記入してください。
(8) 預金通帳またはキャッシュカードのコピー	日本国内の口座であること(口座確認のできるものをお持ちください)

< A 外国籍の方の場合 市内に居住する法律上のご夫婦であることを証明する書類 >

区 分		証 明 書 類
同一世帯の場合	夫または妻が世帯主の場合	・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄記載）〈省略可〉
	夫または妻が世帯主でない場合	・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）〈省略可〉
別世帯の場合【国内】	夫及び妻が日本国籍を有する場合	・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）〈省略可〉 ・市外の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載） ・戸籍謄本（抄本の場合、夫と妻が記載されたもの）
	夫または妻のいずれか一方が外国籍を有する場合	・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）〈省略可〉 ・市外の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載） ・日本国籍を有する者の戸籍謄本（抄本）
	夫及び妻が外国籍を有する場合	・明石市の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載）〈省略可〉 ・市外の住民票の写し（世帯全員）（続柄と本籍記載） ・婚姻していることを証明する書類（日本語）

※明石市に住民登録がある場合、住民票の写しは省略できます。

※住民票や戸籍謄本等の公的書類は、発行から3カ月以内のものが有効です。